



Environment Note

漂流し漂着する有害廃棄物医療現場はどう対応するべきか？

《漂流する廃棄物…医療廃棄物…》

漂流する廃棄物といっても、なにも異国から流れ着く海上漂流物を指しているわけではない。痛烈な喩として、廃棄する医療機関の排出者責任の捉え方と専門性を有する適正な処理業者が少ないという業界の状況を表現する言葉である。

実際には当事者意識が希薄な廃棄物であっても、行き場がなく漂流しているわけではない。必ずどこかに（適切か不適切かの問題は別として）漂着しているのだから余計に始末が悪い。一般のモノづくりをする産業界においては廃棄物や有害物質の総合的な管理をすることが法令遵守のおおきな項目であり、株主や消費者などの顧客に対して必要な説明項目の一つであると捉えられている。本来、医療機関であっても廃棄物と有害な排出物についての適正処理がなされていることは、顧客（≒患者）や行政・地域住民に対して説明責任を果たし、その環境負荷を低減することは医療機関として社会的責任を果たす大きなきっかけとなり得るものとする。

『行き場がなく他の業界に漂着し、不法投棄の温床となっている医療機関関連ごみ。知識レベルは高いのに意識の薄い医療機関関係者ら…』なんて、いつまでも言われぬように先取り感をもってリーガル・マインド（基礎的の遵法思想）を醸成し、医療機関がおかれている様々なリスクのひとつとして廃棄物・排出物問題をコントロールできる状態にステージアップさせたいとの思いである。

1. そもそも医療廃棄物とはなにか？…

《いかなる医療廃棄物の取り扱いにおいても、標準予防策を適応する。全ての医療廃棄物の取り扱いの際には、紛れ込んだ注射針などによる外傷に注意する。医療廃棄物の入ったゴミ袋、ゴミ箱を取り扱う場合も、手袋と防護服を着用し、素手では取り扱わない。なお医療廃棄物はバイオハザードが印された漏出しにくい強靱な袋、ゴミ箱に入れ、安全に廃棄する。》…これは厚生労働省の感染症対策指針に記載されている医療廃棄物の処理手順である。

この指針の影響もあると思われるが一般に見受けられる解釈やマスコミの記述表現は、どうも[医療廃棄物＝感染性廃棄物]との意識が強い。だが実際に医療機関から排出される廃棄物を安全に管理し、環境負荷低減をおこなうためには、もっと広い視点で廃棄物を捉えて、それぞれに適切なコスト配分をおこなって分別・保管・収集運搬・処理再生をしていかないといけない。

近年、医療機関は院内従事者の院内感染防止の見地より作業マニュアルを充実させてきた。また、行政の働きかけもあって感染性廃棄物容器の機能や使い勝手も向上し、処理コストも平準化され一定の効果があがってきてはいる。ただ、[医療廃棄物＝感染性廃棄物]の視点だけでみていると、適正な分別をすることなくバイオハザードボックスに入れ、後は業者任せとなり、結果として増大する処理コストに押し潰されて[感染性の疑いがあるものでも一般廃棄物]として、自治体回収のごみ混ぜ入れて問題発生との事例も枚挙にいとまがない。





Environment Note

一般の産業廃棄物についても同様であるが、なんでもかんでも混ぜこぜの混合廃棄物はリサイクルには不向きだし、細かな適正処理ができずコスト高になり易い。バイオハザードボックスに投入しなければならぬものと、そうではないものを適正に院内従事者が、作業をおこなうことは適正処理の推進は勿論、院外作業従事者の作業安全の確保ならびに発生する処理コストの適正化（≒低減化）の端緒になるものとする。

2. 医療廃棄物＝感染性ではない理由

その意味において、[医療廃棄物]・[感染性廃棄物]・[その他の排出物]について、またそもそも論として[医療機関]とは何処かを、ここで整理する。

医療機関から発生する廃棄物については、日本のみならずグローバルな課題として、その範囲の指定と適正で効率的な回収手法の確立、二次感染リスクを管理する形での適切な処理方法など、WHO（世界保健機構）の欧州調査報告ならびに勧告を受け、各国の様々な政府機関よりガイドラインづくりの整備がなされてきている。

小職は前述のように[医療廃棄物＝感染性廃棄物]の考え方では、問題解決にならないとのスタンスである。（図1）は我が国における廃棄物処理関連法と各種通達より、自治体処理主体の一般廃棄物と委託処理主体の産業廃棄物の枠組み、ならびに感染性が懸念されるものとして、特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物の枠組みを同心円であらわしたものである。我が国の法的解釈を通り一偏に[医療廃棄物→感染性処理]で短絡的一括理解してしまうことが漂流の始まりになることはイメージしてもらえらると思う。この同心円に WHO 調査報告ならびに勧告より、抜き書きした[医療現場から発生するであろう廃棄物の分類]を加えてみると、漂流候補になりそうな[その他の廃棄物]もみえてくるであろう。

3. 適正処理への展望と医療従事者の担う役割

ここまで読み進めて頂くと、医療機関関係者の方々は日常作業の復習として判っていることと、法令遵守以上に顧客（≒患者・行政）に説明責任を果たす意味で、[わが医療現場から発生するごみ]をどう管理し、処理していけばよいのかという疑問とともに、医療現場最前線として排出実情を知れば知るほど隘路にはまったような無力感も湧いてくるかもしれない。新聞報道にあるように、廃棄物処理関連法や各種リサイクル法も大幅改正の時期を迎え、二酸化炭素発生抑制により低炭素社会や循環型社会実現のため、より環境負荷を低く管理すべく、排出事業者責任の責務ならびに義務拡充と罰則の強化を視野に入れた議論がされている。医療機関といえども排出事業者責任の呪縛から距離をとるすべはない。グローバル規制と国内法、ならびに自治体条例などが整備段階であるいまこそ、《あるべき姿》をイメージして、医療機関（排出事業者）・処理側（自治体ならびに産業廃棄物処理事業者）・ステークホルダー（顧客・投資家などの利害関係者）が連携強化と意見交換を行うべき時期と考える。

環境プランニング学会 継続企画推進分科会委員長

環境プランナー E R・国土交通省並びに環境省審議会委員

エコシス・コンサルティング(株) 代表取締役 平田 耕一

